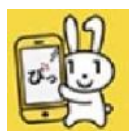


# 転居に関するおもな手続き

マイナポータル  
「ぴったりサービス」  
からオンライン申請が  
できます！

市公式LINEからオンラ  
イン申請ができます！

各市民センターでも  
手続きができます！  
(※福光市民センターは  
一部異なります)



下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックをお願いします。		手続き	必要なもの	オンライン 申請	担当
住所 戸籍	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方	カード券面記載事項更新（住所変更） （必要な方）署名用電子証明書の再発行 ※本人のみ手続き可能です	・マイナンバーカード ※暗証番号必要		市民課 SC
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを申請してまだ受け取られていない方	申請中であることをお知らせください			
	<input type="checkbox"/> 外国人の方	在留カード等に住所を記載	・在留カードまたは特別永住者証明書		
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証をお持ちの方	手続き不要 ※印鑑登録証はそのまま利用できます			
保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方で健康保険の資格確認書をお持ちの方	新住所の健康保険の資格確認書の交付 旧住所の健康保険の資格確認書返却 各種認定証の住所変更 ※マイナ保険証の方は、住所のみ変更の場合は手続き不要、記号番号等に変更があった場合は資格情報のお知らせ交付	・健康保険の資格確認書 ・限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（該当者のみ）		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入している方	住所変更 ※新しい住所の健康保険の資格確認書を後日郵送 ※負担区分等に変更がない場合、変更後の住所を手書き修正	・健康保険の資格確認書 ・限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（該当者のみ）		
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証等の住所変更	・介護保険被保険者証（お持ちの方） ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		地域包括ケア課・ふくし総合窓口 SC
障がい	<input type="checkbox"/> 障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など		福祉課 SC
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の変更手続	・自立支援医療受給者証		
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等の医療費受給資格者証又は一部負担金助成該当者証をお持ちの方	医療費受給者証、一部負担金助成該当者証の住所変更	・重度心身障がい者等の医療費受給資格者証 ・一部負担金助成該当者証		
子ども	<input type="checkbox"/> 小学生・中学生のお子さんがある方で転校される場合	転校の手続き	・在学証明書 ・教科書給与証明書		教育総務課と指定学校
	<input type="checkbox"/> 0歳～18歳（高校生年代）のお子さんがある方	子ども医療費受給資格証の住所変更 児童手当の別居監護申立 ※児童手当受給者と子どもが別居する場合は手続きが必要 ※公務員世帯の方は勤務先で申請	・子ども医療費受給資格証		子ども課 SC
	<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	住所変更	・妊産婦医療費受給資格証		
	<input type="checkbox"/> 保育園・認定子ども園に入園しているお子さんがある方	住所・世帯構成（保護者）等申請内容変更			子ども課
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等に該当する方	ひとり親医療受給者証、児童扶養手当証書の住所変更、受給者証の差し替え	・ひとり親医療受給者証 ・児童扶養手当証書		子ども課
その他	<input type="checkbox"/> 水道の中止、開始が必要な方	水道使用中止の届出 水道使用開始の届出	・閉栓手数料 2,000円 ・開栓手数料 2,000円		上下水道課 SC
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居、退去される方	入居、退去	都市整備課 住宅政策係 (0763-23-2021)に事前にご連絡ください		都市整備課 SC
	<input type="checkbox"/> ごみを出す日や出し方を知りたい方	ごみカレンダーの配布			市民協働課 SC
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	犬の住所変更等			SC



# 南砺市役所

住所：南砺市荒木1550番地  
電話番号：0763-23-2003（代表）

窓口受付時間：9時～16時  
（土曜・日曜・祝日、国民の休日、12/29～1/3はお休みです）

## 関連部署

- 市民課・こども課・ふくし総合窓口（南砺市役所 本館1階）
- 都市整備課・市民協働課・上下水道課（南砺市役所 本館2階）
- 教育総務課（南砺市役所 別館4階）
- 地域包括ケア課・福祉課  
（南砺市北川166-1 南砺市地域包括ケアセンター内）

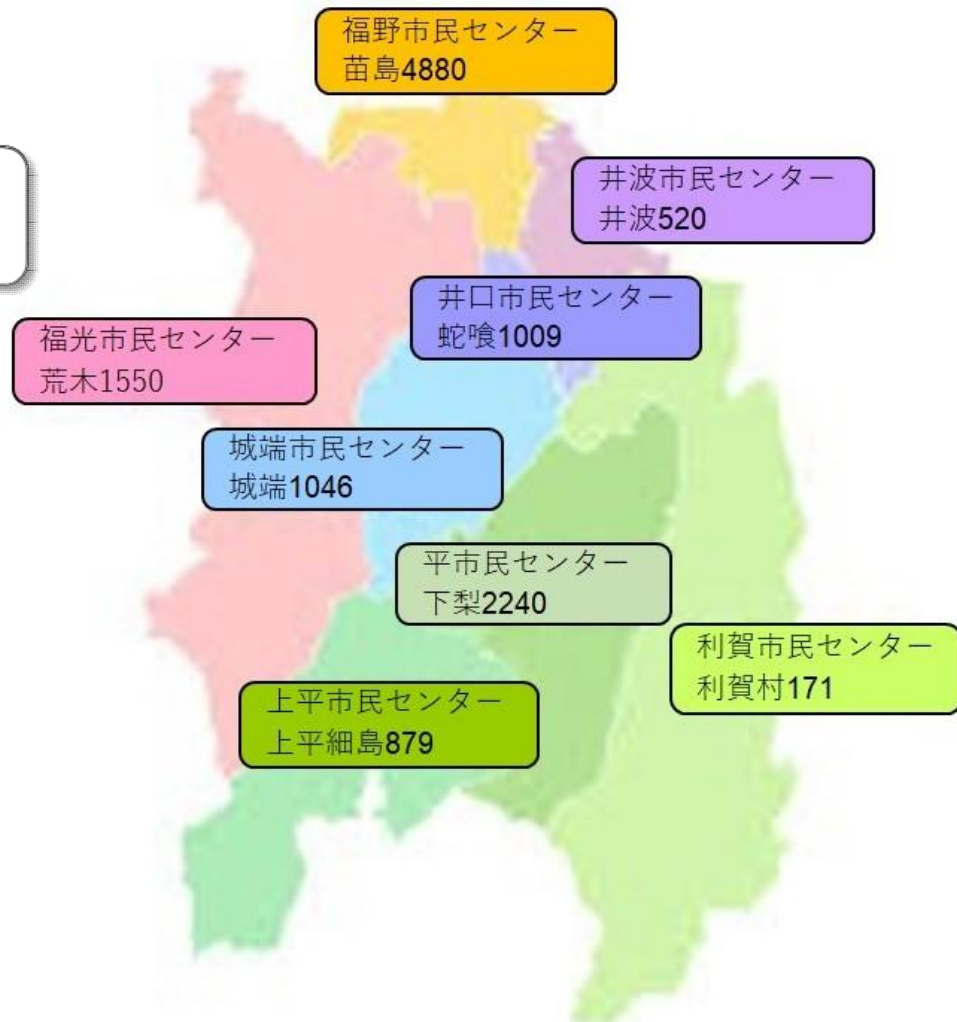
南砺市公式ホームページ  
<http://www.city.nanto.toyama.jp>

南砺市子育てガイドブック「すこやか」南砺市で子育てされる方を応援する様々な情報を公開しています！

市公式LINEではごみの出し方、水道の手続きなど、暮らしに役立つ情報をお届けしています。



すこやか



2026.4.1版

## 手続チェックシート

# 転居

### 南砺市に引越しされた方へ



## 転居届

住み始めた日から**14日以内**に届出してください。

### 《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、後日改めてご来庁いただく場合があります。

## 忘れずにお持ちください。

### 本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの＞



マイナンバーカード 運転免許証

そのほか

- ・在留カード ・障害者手帳 ・パスポート
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に2点が必要なもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険証
- ・医療受給者証
- ・年金手帳 ・年金証書
- ・学生証、社員証（顔写真付き）など

### 代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうかは、対象者との関係や委任状等により確認させていただきます。手続きの種類によっては、代理人不可のものがあります。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。